

事 務 連 絡
令 和 3 年 9 月 2 日

公益財団法人 日本訪問看護財団 御中

厚生労働省医政局看護課

催物の開催制限に係る留意事項について（補足）（周知依頼）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
催物の開催制限に係る留意事項については、8月27日付けでお示した事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域追加等に伴う周知依頼について」の別添3「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」等において周知しているところですが、今般、催物の開催に当たり、事前相談において都道府県から適切な感染症対策を指導し、催物主催者においても事前相談及びHP上では適切な感染症対策を遵守する旨掲載していたにもかかわらず、実際には感染防止策が不徹底であったという事案が発生したこと等を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、催物の開催制限に係る留意事項に関する補足について、別添のとおり周知依頼がありました。貴財団におかれましては、財団員の皆さまに対し周知等の御協力をお願いします。

[添付資料]

別添 催物の開催制限に係る留意事項について（補足）

参考1 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年8月25日付け事務連絡）

参考2 11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日付け事務連絡）

以上